

「米・食味分析鑑定コンクール国際大会 in 須賀川岩瀬」企画・運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

「米・食味分析鑑定コンクール国際大会 in 須賀川岩瀬」企画・運営業務委託

(2) 業務の目的

米・食味鑑定士協会及び「米・食味分析鑑定コンクール国際大会」in 須賀川岩瀬実行委員会（以下「実行委員会」という。）の共催で本年 12 月（令和 8 年 12 月 5 日・6 日）に「米・食味分析鑑定コンクール国際大会 in 須賀川岩瀬」（以下「国際大会」という。）を開催します。

本年で 28 回目の開催となる国際大会を大会規則等に則り着実に実施するとともに、農業を取り巻く環境が厳しい状況を迎える中で、須賀川・岩瀬地方のブランド化を推進すること、さらには儲かる農業の実現を目指し、持続可能な農業の確立を図ることを目的とします。

また、国際大会の誘致が開催地にもたらす経済的なメリットを最大化できるよう準備を進め、米のみならず須賀川・岩瀬地方の魅力を発信する機会を創出することも併せて業務の目的とします。

(3) 業務内容

① 国際大会の事前準備（企画、告知）

② 国際大会の運営

③ 国際大会に付随した地域振興施策の策定及び実施（関連イベントの開催等）

④ その他本業務の実施に必要な業務

(4) 仕様等

別添「『米・食味分析鑑定コンクール国際大会 in 須賀川岩瀬』企画・運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書の委託業務の内容は現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性があります。契約後の変更については、その都度協議となります。

(5) 企画提案を求める具体的な内容の項目

① 考え方・コンセプト

・提案内容全般を通じた、現状認識や基本方針

② 事業内容

・国際大会の企画に関する提案

（事前準備、出展ブースの配置計画）

・効果的な広報・情報発信の企画提案

・国際大会に付随した効果的なおもてなしイベントの企画提案

（地域の特産品等、須賀川・岩瀬地方を PR する企画とする。なお、企画の実施にあたっては関係団体と内容を協議するものとする。）

③ その他

・業務の運営体制

- ・経費の内訳
- (6) 業務の実施場所
須賀川市文化センター及び円谷幸吉メモリアルアリーナ
- (7) 履行期間又は履行期限
契約日（令和8年4月以降）から令和9年1月31日まで

2 公募型プロポーザル方式による業務委託候補者選定

受託を希望する方は、公募型プロポーザルに参加申込を行い、以下のとおり提案を行ってください。

提案内容等について審査の上、最も優れた能力を有すると認められるものを委託契約候補者（以下「候補者」という。）とします。

なお、プロポーザル参加に係る諸経費は、全て参加者の負担になります。

3 公募型プロポーザル応募資格要件

次の各号に掲げる資格要件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正計画の認可が決定した者又は民事再生法に基づく再生計画の認可が確定した者については、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- (3) 法人税及び消費税（地方消費税含む）を滞納していないこと。
- (4) 県税・市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員その他これに類する反社会的組織又はその構成員（以下「暴力団等」という。）である者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (8) 須賀川市、鏡石町及び天栄村内に「本店」または「支店」を有すること。
- (9) 須賀川市役所等で行うプレゼンテーション及びその後の打合せ等に参加できること。

4 参加申込書等の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する方は、下記により参加申込書を提出してください。

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式第1号） 6部（原本1部、コピー5部）
 - ② 会社概要書（様式第2号） 6部（原本1部、コピー5部）
 - ③ 誓約書（様式第3号） 1部
 - ④ 役員名簿（様式第4号） 1部

- ⑤ 印鑑証明書の原本又は写し
- ⑥ 履歴事項全部証明書の原本又は写し 1部
- ⑦ 国税に未納がない証明書の原本又は写し 1部
- ⑧ 県税に未納がない証明書の原本又は写し 1部
- ⑨ 市町村税に未納がない証明書の原本又は写し 1部
- ⑩ 財務諸表の写し（直近の決算） 6部

(2) 提出期限

令和8年1月26日（月） 午後5時（必着）

(3) 提出方法

郵送、又は持参により、須賀川市役所経済環境部農政課農業振興係まで提出してください。

(4) 参加資格要件の審査

- ① 提出された参加申込書に基づき、参加資格要件の審査を行います。
- ② 必要に応じて、参加申込書提出者に対しヒアリングを行います。
- ③ 虚偽の記載事項がある場合、参加申込書は無効になります。

(5) 参加資格確認の通知

- ① 実行委員会は、当該公表において指定する期日までに参加資格の確認の結果を通知するものとします。
- ② 参加資格確認結果通知書により参加資格が認められなかった旨の通知を受けた参加希望者は、書面により実行委員会に対して、その理由について説明を求めることができるものとします。
- ③ 実行委員会は、非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から 起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとします。

(6) その他の留意事項

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

5 応募に関する質問

企画提案書の作成に関する質疑については、以下により受け付けます。

(1) 受付期限

令和8年1月19日（月） 午後5時まで

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（休日は除く）

(3) 受付方法

質問書（様式第7号）をメールで須賀川市役所経済環境部農政課農業振興係まで送付してください。

なお、FAX、口頭、電話での質問は受け付けません。

(4) 回答方法

質問書を受け付けた日から3日以内（休日を含まない。）に文書等で回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

- ① 事業提案書（様式第5号）及び企画提案書（任意様式）

企画書は、別に定める仕様書に示した内容を踏まえた上で、記載してください。なお、企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。

- ② 業務実施体制調書（様式第6号）

業務実施体制、分担業務、業務責任者および主担当者経歴について記載すること。なお、業務責任者および主担当者は、本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで原則として変更できないものとします。

- ③ 見積書（任意様式）

経費の合計額は、業務委託上限額以内となるようにしてください。なお、業務委託上限額は、参加表明書（様式第1号）提出者に別途通知します。（添付書類は後日提出可）

- ④ 会社概要又はパンフレット（写し可）

(2) 提出部数

6部（原本1部、コピー5部）

(3) 提出期限

令和8年1月26日（月）午後5時（必着）

(4) 提出場所

須賀川市役所経済環境部農政課農業振興係（提出先は下記10を参照）

(5) 提出方法

直接持参又は郵送とする。

(6) 提出された企画書等の取扱い

- ① 企画書等の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とします。
- ② 提案された企画書等は返却しません。
- ③ 複数の企画書等の提出はできません。
- ④ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しません。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- ⑤ 提出された企画提案書類に係る著作権は応募者に帰属します。ただし、最優秀者の提案書類等の使用権は、実行委員会に帰属するものとします。
- ⑥ 提出された企画書等は、提出後に内容を変更することはできません。
- ⑦ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

7 審査

候補者の選定は実行委員会が行い、各実行委員が1位とした数が最多となった者を選定します。

また、同点の場合は、企画提案の配点の合計額について最高点となった者に決定することとします。なお、提案者が1者であっても審査を実施し、全実行委員の評価点の合計点数が半数を超える場合において候補者とします。

(1) 審査対象

提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。

(2) 審査基準

審査項目及び配点

①書類審査

審査項目	審査基準	配点
企業評価（業務経歴）	実施体制 業務の実施体制・担当者の配置状況が的確かつ適正であり、業務が適切に実施できる体制が整っているか。	10点
提案内容	実施計画の実現性 設定されたスケジュール及び作業工程は、具体的・実現可能性があるものとなっているか。	10点
業務に関する提案	本業務の趣旨・目的を理解しているか。	10点
	国際大会の企画に関する提案は業務の趣旨に沿ったものであるか。	10点
	効果的な広報・情報発信の企画提案であるか。	10点
	国際大会に付随した地域振興施策の企画提案は効果的なものであるか。	10点
	不測の事態には迅速に対応可能か。	10点
見積価格	価格が適当か。 審査点=配点×(全参加者内最低提案見積価格／提案見積価格)小数点第2位以下切り捨て	10点

②プレゼンテーション審査

審査項目	審査基準	配点
説明能力	説明は分かりやすく理論的であり、業務に対する取組意欲が感じられるか。また、質疑に対して的確に回答できているか。	10点
全体の印象	提案書とプレゼンテーション、質疑応答の整合性等、書類審査及びプレゼンテーション審査の全般を評価	10点

書類審査80点+プレゼンテーション審査20点=100点

(3) プrezentationの日程等

① 日時

令和 8 年 2 月 2 日(月) ※時間は各参加者に個別に連絡します。

② 場所

須賀川市役所 2 階 ウルトラ会議室

③ 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20 分間

実行委員による質疑 10 分間

※ 場所、日程は変更する場合があります。

④ プrezentationで使用するパソコン及びレーザーポインター等は、参加者自身が用意すること。プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意します。

(4) 選考結果の通知

選考結果は、企画提案提出者には郵送により通知します。

選考の過程、結果に関するお問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けないものとします。

8 選定後の手続き等

(1) 契約手続き

① 実行委員会は、候補者から見積書を徴取し、業務委託上限額の範囲内であることを確認して契約を締結するものとします。

② 本業務の業務委託仕様書は候補者が提出した提案書が基本となります。事業実施にあたっては、必ず実行委員会事務局と協議を行いながら進めるものとします。

(2) 委託料の支払

前金払い(40%まで)を可とする。

(3) 業務の再委託

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、業務の一部については、受託者が予め実行委員会事務局と協議し、実行委員会事務局が認めた場合に限り第三者への委託、又は請け負わせができるものとします。

(4) 個人情報の取扱い

本業務を遂行するための知り得た個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日号外法律第 57 号)等を遵守し、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めなければならぬ。

(5) 守秘義務

受託者は、業務委託にあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(6) その他

本事業の成果(著作権等含む)は実行委員会に帰属します。

9 プロポーザルの中止

緊急等やむを得ない理由により、実行委員会がプロポーザルを実施することが出来ないと判断した場合は、本プロポーザルを中止することがあります。なお、この場合において要し

た費用は実行委員会に請求できないものとします。

10 提案書等の提出先、問い合わせ先

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地

「米・食味分析鑑定コンクール」in須賀川岩瀬実行委員会 事務局

須賀川市役所 経済環境部 農政課 農業振興係

電話 0248-88-9139 (内線2204)

FAX 0248-72-9845

メール nousei@city.sukagawa.fukushima.jp